第三十七条の二第六項第一号中「第二百六十六条の二第八項」を「第二百六十六条の二第十項」に改め、同項第二号中「第二百六十六条の二第九項」を「第二百六十六条の二第十一項」に改め、同条第七項第一号中「第二百六十六条の三第五項」を「第二百六十六条の三第八項」に改め、同項第二号中「第二百六十六条の三第十七項」を「第二百六十六条の三第二十項」に改め、同項第三号中「第二百六十六条の三第十八項」を「第二百六十六条の三第二十一項」に改める。

第四十七条の二第三項第三号及び第四号中「特例」の下に「又は所得税額の特別控除」を加え、同条第六項に次の一号を加える。

三　資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第十二項（定義）に規定する電子決済手段等取引業者（同法第六十二条の八第二項（電子決済手段を発行する者に関する特例）の規定により同法第二条第十二項に規定する電子決済手段等取引業者とみなされる者（以下この号及び第八項第三号において「みなし電子決済手段等取引業者」という。）を含む。以下この号及び第八項第三号において「電子決済手段等取引業者」という。）の書類又はその写しで、当該電子決済手段等取引業者が当該居住者の依頼に基づいて行う同条第五項に規定する電子決済手段（以下この号及び第八項第三号において「電子決済手段」という。）の移転によつて当該居住者から当該国外居住障害者等に支払をしたことを明らかにするもの（みなし電子決済手段等取引業者が発行する電子決済手段に係るものに限る。）

第四十七条の二第八項に次の一号を加える。

三　電子決済手段等取引業者の書類又はその写しで、当該電子決済手段等取引業者が当該居住者の依頼に基づいて行う電子決済手段の移転によつて当該居住者から当該国外居住扶養親族に支払をしたことを明らかにするもの（みなし電子決済手段等取引業者の書類又はその写しにあつては、当該みなし電子決済手段等取引業者が発行する電子決済手段に係るものに限る。）

第四十七条の二第十項中「書類で」を「財務省令で定める書類で」に、「書類と」を「ものと」に改め、同条第十一項第二号中「認定職業訓練を」を「同号ハに規定する認定職業訓練を」に改め、同号イ中「認定職業訓練」を「当該認定職業訓練」に改める。

第五十二条の二第四項中「第二百六十六条の二第六項（国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予）」を「第二百六十六条の二第八項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項第三号中「次条第四項第三号」を「次条第六項第三号」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項を同条第四項とし、同条第一項中「（国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予）」を削り、同項を同条第三項とし、同条に第一項及び第二項として次の二項を加える。

令第二百六十六条の二第一項（国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予）に規定する財務省令で定める書類は、法第百三十七条の二第十一項第二号（国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予）に規定する非上場株式等（以下この項において「非上場株式等」という。）の次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める書類とする。

一　次号に掲げる非上場株式等以外のもの　次に掲げる書類

イ　法第百三十七条の二第一項の規定の適用を受けようとする個人が非上場株式等である株式に質権の設定をすることについて承諾した旨を記載した書類（当該個人が自署したものに限るものとし、ロ(1)に掲げる書類を提出する場合には自己の印を押しているものに限る。）

ロ　次に掲げるいずれかの書類

(1)　イの個人の印に係る印鑑証明書

(2)　イの個人の自署に係る領事官（領事官の職務を行う大使館若しくは公使館の長又はその事務を代理する者を含む。次号ロ(2)において同じ。）が証する書類

ハ　当該非上場株式等に係る株式会社が交付した会社法（平成十七年法律第八十六号）第百四十九条第一項（株主名簿の記載事項を記載した書面の交付等）の書面（当該株式会社の代表権を有する者が自署し、自己の印を押しているものに限る。）及び当該株式会社の代表権を有する者の印に係る印鑑証明書

二　合名会社、合資会社又は合同会社に係る非上場株式等　次に掲げる書類

イ　法第百三十七条の二第一項の規定の適用を受けようとする個人が非上場株式等である当該合名会社、合資会社又は合同会社の社員の持分に質権の設定をすることについて承諾した旨を記載した書類（当該個人が自署したものに限るものとし、ロ(1)に掲げる書類を提出する場合には自己の印を押しているものに限る。）

ロ　次に掲げるいずれかの書類

(1)　イの個人の印に係る印鑑証明書

(2)　イの個人の自署に係る領事官が証する書類

ハ　当該合名会社、合資会社又は合同会社がイの質権の設定について承諾したことを証する書類で次に掲げるいずれかのもの

(1)　当該質権の設定について承諾した旨が記載された公正証書

(2)　当該質権の設定について承諾した旨が記載された私署証書で登記所又は公証人役場において日付のある印章が押されているもの（当該合名会社、合資会社又は合同会社の印を押しているものに限る。）及び当該合名会社、合資会社又は合同会社の印に係る印鑑証明書

(3)　当該質権の設定について承諾した旨が記載された書類（当該合名会社、合資会社又は合同会社の印を押しているものに限る。）で郵便法（昭和二十二年法律第百六十五号）第四十八条第一項（内容証明）の規定により内容証明を受けたもの及び当該合名会社、合資会社又は合同会社の印に係る印鑑証明書

2　令第二百六十六条の二第二項に規定する財務省令で定める書類は、前項第一号イ及びハ又は同項第二号イ及びハに掲げる書類とする。

第五十二条の二に次の三項を加える。

7　法第百三十七条の二第十一項第二号に規定するその他財務省令で定める要件は、次に掲げる要件とする。

一　当該株式が金融商品取引法第二条第十六項（定義）に規定する金融商品取引所に類するものであつて外国に所在するものに上場がされていないこと。

二　当該株式が金融商品取引法第六十七条の十一第一項（店頭売買有価証券登録原簿への登録）に規定する店頭売買有価証券登録原簿（次号において「店頭売買有価証券登録原簿」という。）に登録がされていないこと。